

第53号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(長崎市障害福祉センター)

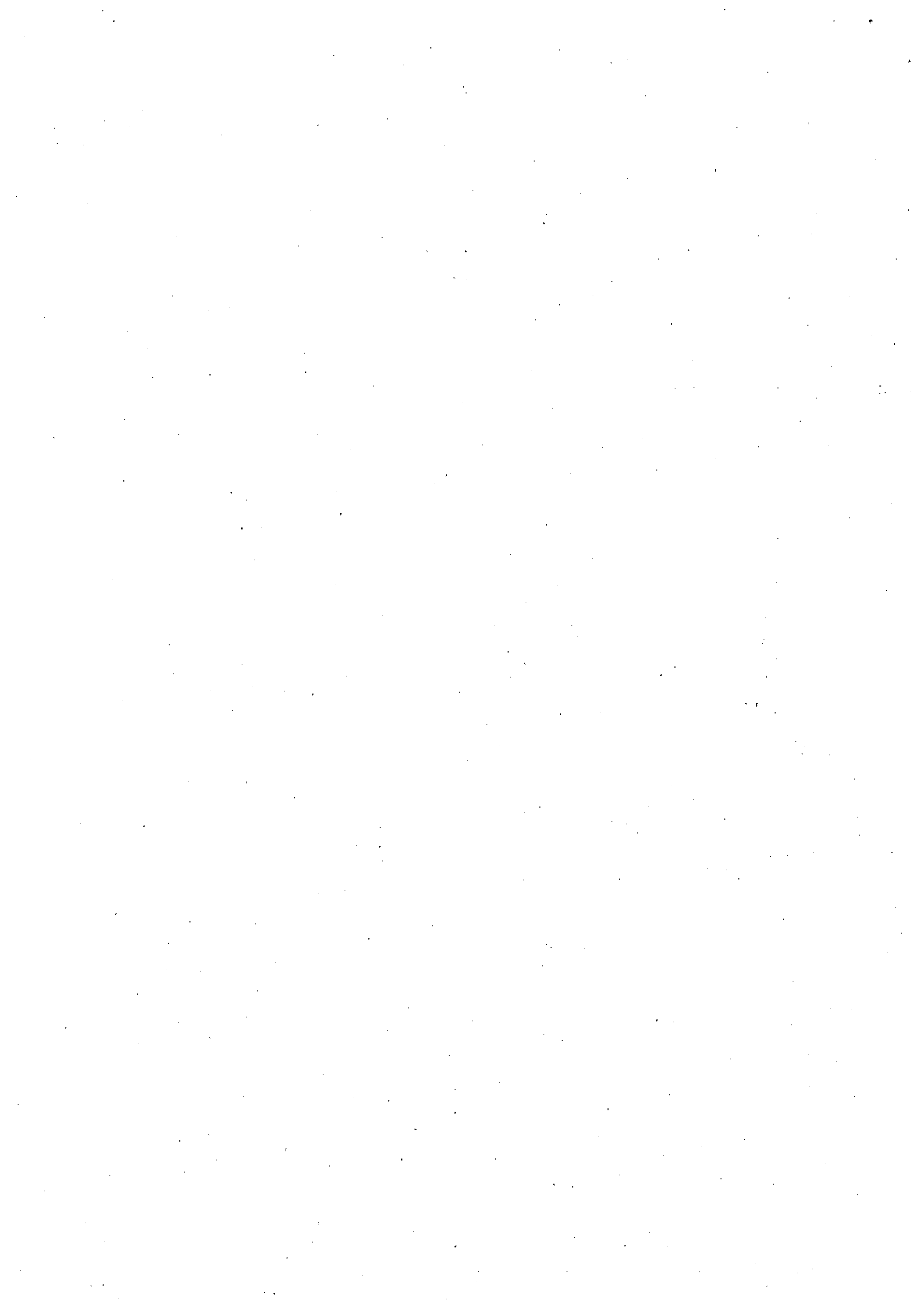
	ページ
1 施設の概要	1～5
2 指定管理者候補者の概要	6
3 指定の期間	7
4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由	7～9
5 その他	10～11

【参考】

(1) 事業計画書概要	12～20
(2) 仕様書	21～46

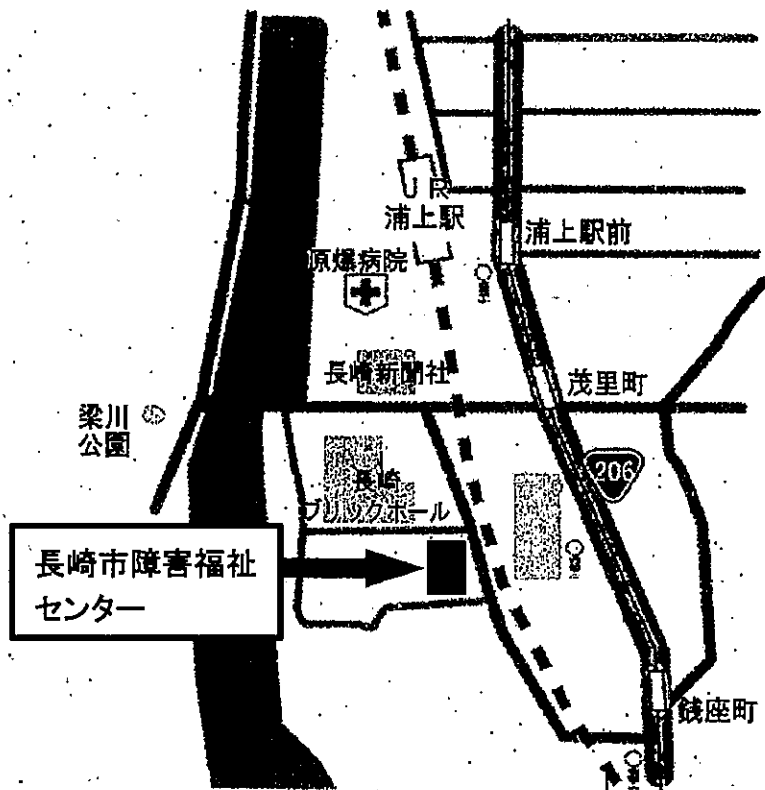
福 祉 部

令和2年2月



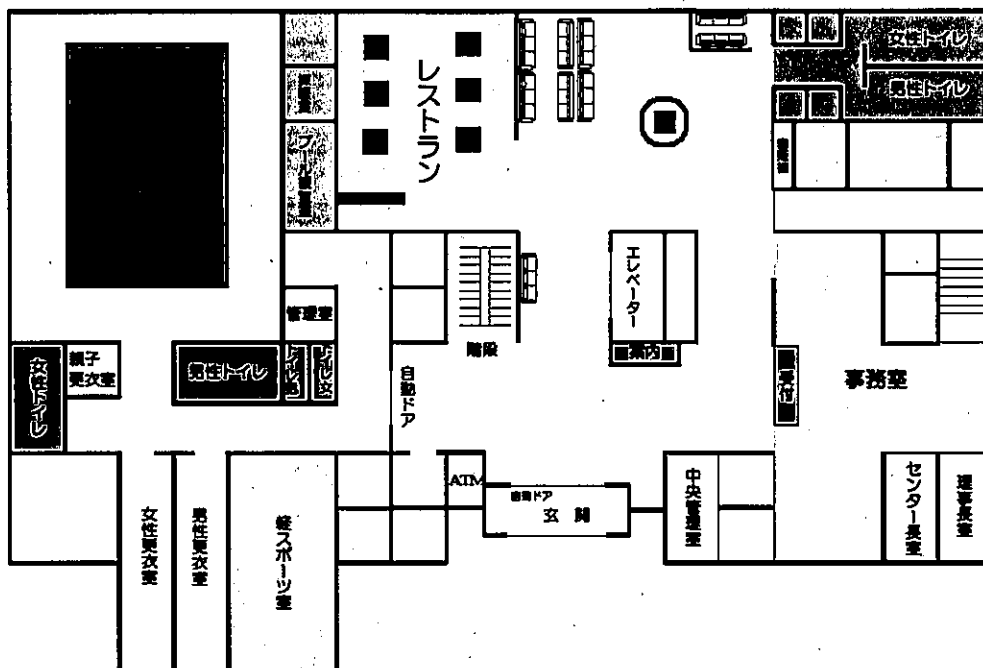
1 施設の概要

(1) 位置図 下図のとおり

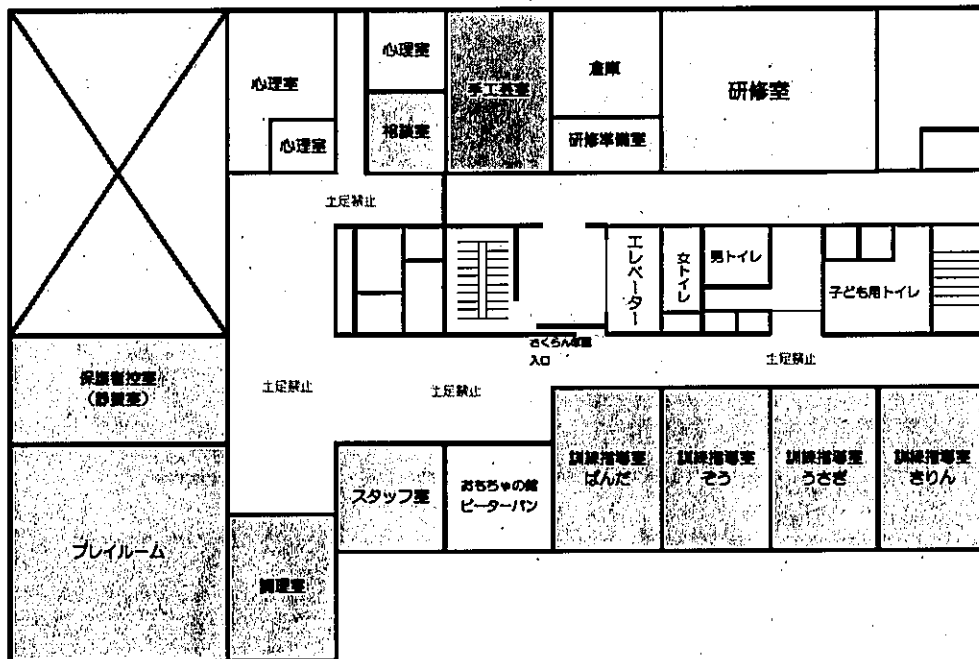


(2) 平面図

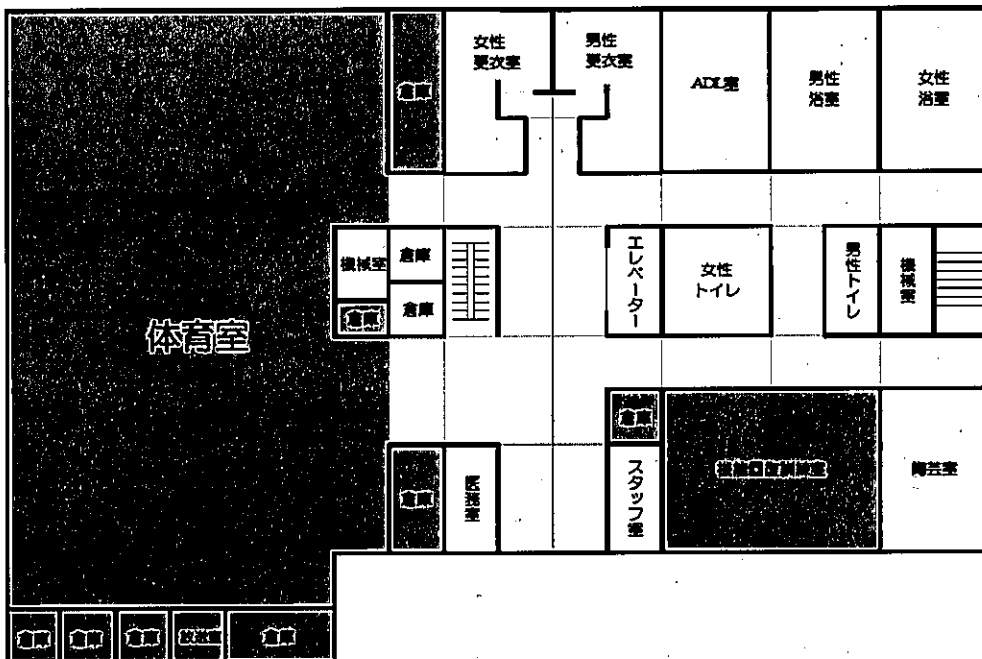
1階



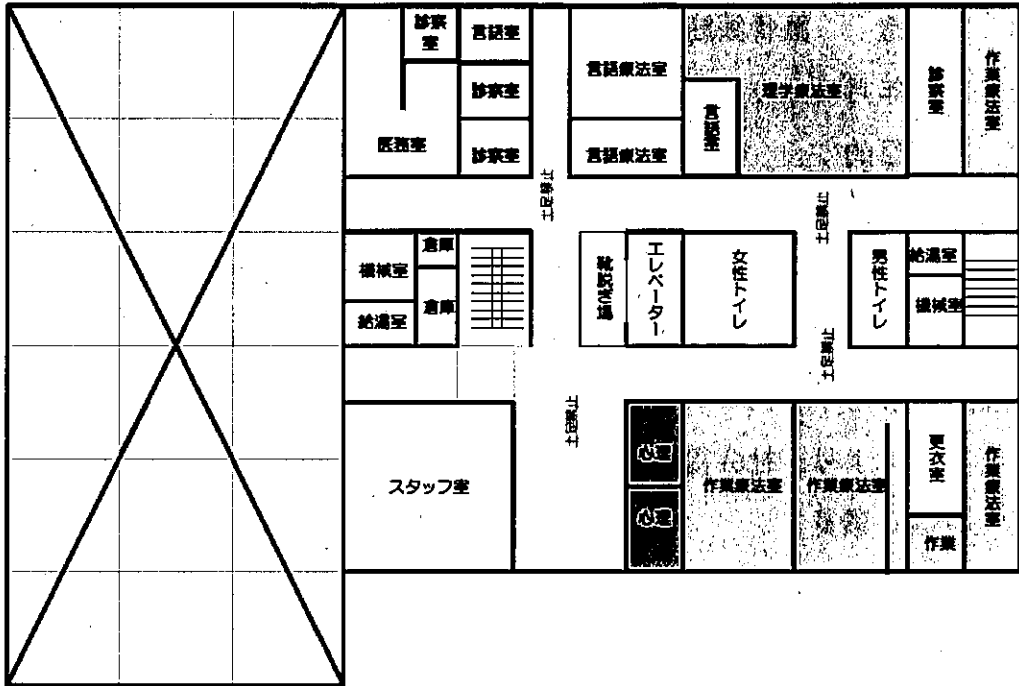
2階



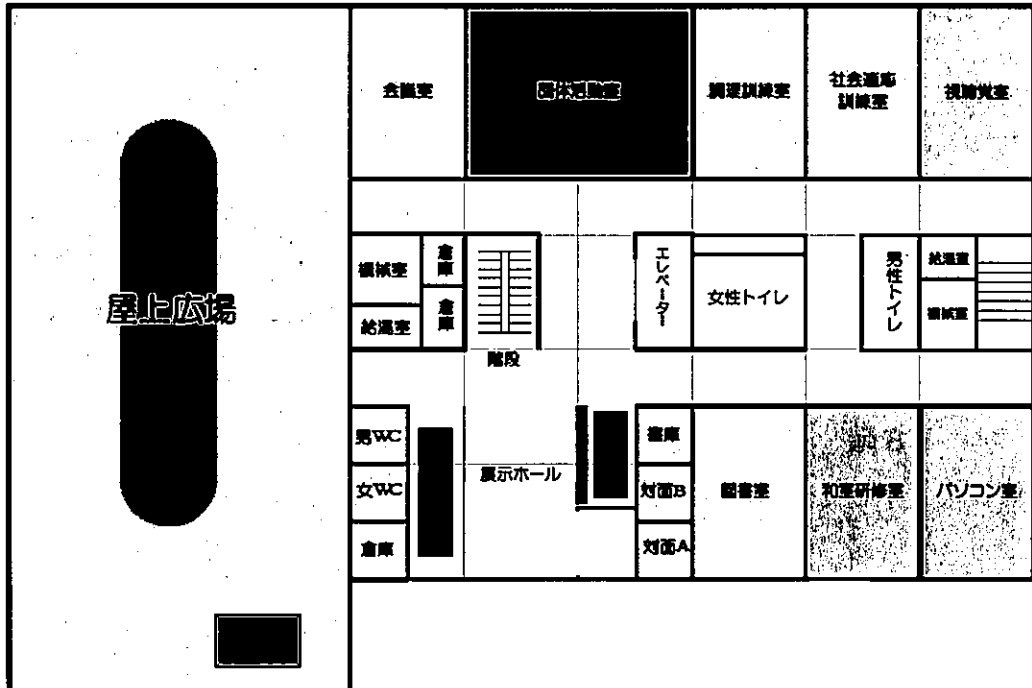
3階



4階



5階



- (3) 名 称 長崎市障害福祉センター
(4) 所在地 長崎市茂里町2番41号
(5) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造
(6) 設置年月日 平成4年4月1日
(7) 設置目的

相談、療育、指導、リハビリテーション、スポーツ・レクリエーション等の各分野で、専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供することにより、障害者等の自立と社会参加を促し、生きがいを高めること、また、障害の有無に関わらず、人と人との交流を促進し、地域住民とのふれあいの場を提供することにより、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(8) 建設事業費

工事費等 約40億8千万円

用地購入 約11億円

(9) 主な施設内容

地下1階・地上8階建ての「もりまちハートセンター」のうち、地下1階から5階まで及び8階の一部

地下1階 2,383.29㎡ 地下駐車場

1階 2,346.01㎡ プール、軽スポーツ室、事務室、相談コーナー

2階 2,036.89㎡ さくらんぼ園、研修室、手工芸室

3階 2,323.37㎡ 体育室、機能回復訓練室、浴室

4階 1,525.02㎡ 診療所、理学療法室、作業療法室、言語療法室

5階 1,449.00㎡ 社会適応訓練室、和室研修室、調理訓練室、
視聴覚室、図書室

(8階 615.90㎡ 機械室、電気室)

(10) 開所時間の承認の基準

開所時間 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上

※ただし、次表に記載する施設については、同表の右欄に記載する時間

施設	利用又は使用できる時間
身体障害者福祉センター (プールを除く。)	午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上。ただし、個人で利用する場合は、正午から午後1時までを除く。
プール	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯を基本とする1日7時間以上。
児童発達支援センター	午前9時15分から午後3時15分までの時間帯を基本とする1日6時間以上。
障害福祉センター診療所	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯を基本とする1日7時間以上。

(11) 休所日の承認の基準

休所日 年始及び年末の休所日は、1月1日から1月3日まで及び12月

29日から12月31日までの期間内

※ただし、次表に記載する施設については、同表の右欄に記載する日

施設	利用又は使用できない日
身体障害者福祉センター	毎月第4日曜日
児童発達支援センター	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
障害福祉センター診療所	

2 指定管理者候補者の概要

(1) 名称 社会福祉法人 長崎市社会福祉事業団

(2) 所在地 長崎市茂里町2番41号

(3) 代表者 理事長 野田 哲男

(4) 設立年月日 平成3年11月1日

(5) 主な事業 次表のとおり

	事業名	主な内容
ア	管理運営	法人運營業務、職員の人事、給与、福利厚生、庶務、経理及び施設、設備の管理さらには各施設・事業所との連絡調整業務を行う。
イ	身体障害者福祉センター事業	障害者の各種相談、訓練、講習、教養、スポーツ・レクリエーションなどのために施設の提供や指導、手話通訳者の配置等を行う。
ウ	児童発達支援センター事業 (さくらんぼ園)	未就学の障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
エ	診療所事業	小児科、整形外科の医師及び理学療法士、作業療法士等が、心身障害児・者に対し、診断・評価・訓練を行うとともに、地域や家族に対する支援を行う。
オ	地域活動支援センターⅡ型事業	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う。
カ	自立訓練（機能訓練）事業	病院や施設等を退院、退所した身体障害者が地域生活を営むのに必要な機能訓練（リハビリテーション）を行う。
キ	相談支援事業	在宅の障害児・者の各種相談に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や福祉に関する情報提供等を総合的に行う。
ク	障害児等療育支援事業	在宅の重度障害児・者、知的障害児・者、身体障害児・者の地域における生活を支えるため、外来・訪問による療育等の指導、その他必要な支援を行う。
ケ	障害者就労支援相談所運営事業	関係機関との連携を図りながら、障害者で就労中又は就労を希望する者に対し、就労相談支援、雇用準備支援、情報提供等を行う。

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由

(1) 選定方法 非公募

(2) 選定理由

長崎市社会福祉事業団は、長崎市障害福祉センター（以下「センター」という。）において、障害の種別や程度、年齢、発達段階等に応じた多種多様な幅広いニーズに応じた専門性の高いサービスを提供し、さらに、それぞれが密接な連携を図りながら、総合的かつ一体的に事業を実施しており、十分な実績を有している。

センターの管理運営には、高度な専門性を要する医師やセラピスト（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士）、手話通訳士などの多くの専門職を配置する必要があるが、当該法人はこれらのスタッフを有している。

平成18年4月以降、指定管理者として円滑に事業を実施しており、長年に渡ってスタッフの育成、確保を図りつつ、必要な支援体制を整備し、今後もセンターを適正に管理運営できるとの判断から、指定管理者として指定を行うもの。

(3) 指定管理者が行う事業

ア 障害者等のための必要な相談、評価、指導、訓練及び診療に関すること。

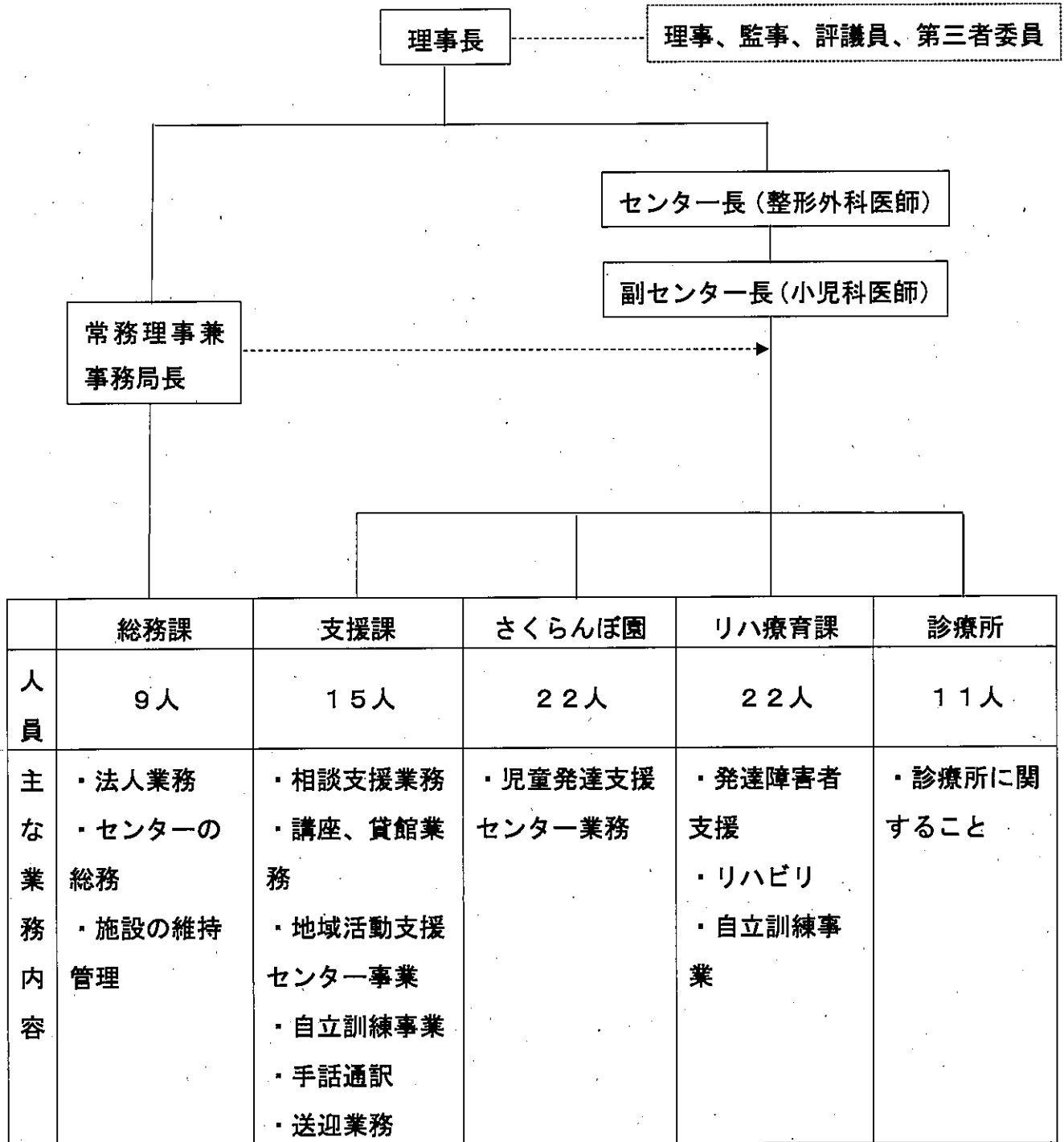
イ 障害者等のためのスポーツ及びレクリエーションの指導に関すること。

ウ 障害者等のための活動場所の提供に関すること。

エ その他市長が必要と認める事業

(3) 管理運営体制（令和2年2月1日現在）

職員数 79人（職員27人、嘱託等52人）



(4) 候補者提案額

ア 長崎市障害福祉センター（指定管理委託料）

【単位：千円】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
339,517	327,491	333,180	338,096	332,112	1,670,396

イ 候補者提案額の内訳（年間運営経費）

【単位：千円】

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
利用料金 収入	外来診療費	80,000	86,000	86,000	86,000	86,000	424,000
	自立支援給付費 （訓練等給付費、サ ービス等利用計画作成 費）	10,163	10,163	10,163	10,163	10,163	50,815
	障害児通所給付費	85,442	85,442	85,442	85,442	85,442	427,210
	利用者負担金 （訓練等給付費）	95	95	95	95	95	475
	支出計（A）	175,700	181,700	181,700	181,700	181,700	902,500
支出		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	合計
	人件費	376,766	370,731	376,426	382,769	378,690	1,885,382
	光熱水費	44,361	44,361	44,361	44,361	44,361	221,805
	管理費	87,765	87,774	87,768	86,341	84,436	434,084
	修繕料	6,325	6,325	6,325	6,325	6,325	31,625
	支出計（B）	515,217	509,191	514,880	519,796	513,812	2,572,896
指定管理 委託料	(B)-(A)	339,517	327,491	333,180	338,096	332,112	1,670,396

5 その他

(1) 利用者の推移

【単位：人】

事業等	(導入前) H17年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度 (見込み)
身体障害者福祉センターA型	151,846	101,074	101,940	97,847	93,817	96,059
児童発達支援センター	5,401	7,964	8,587	8,706	8,667	8,760
診療所	8,275	18,034	17,909	17,353	19,331	19,141
地域活動支援センターII型	-	14,863	13,769	13,049	13,697	12,928
自立訓練(機能訓練)	-	1,435	1,188	1,270	992	1,060
相談支援	1,912	8,776	8,239	8,480	10,065	11,420
障害児等療育支援	2,823	2,330	2,171	2,399	4,388	5,005
障害者就労支援相談所	-	2,761	2,316	2,298	2,369	2,102
計	170,257	157,237	156,119	151,452	153,326	156,475

(2) 令和2年度以降の利用者の見込み

【単位：人】

事業等	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
身体障害者福祉センターA型	97,095	97,095	97,095	97,095	97,095
児童発達支援センター	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
診療所	20,625	22,110	22,110	22,110	22,110
地域活動支援センターII型	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
自立訓練(機能訓練)	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
相談支援	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440
障害児等療育支援	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440
障害者就労支援相談所	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
計	158,570	160,055	160,055	160,055	160,055

(3) 療育体制の充実を図るための取組み

発達障害に関する療育・訓練が必要な子どもの数が年々増加してきており、待機の状況が発生している。

発達障害は、できるだけ早い時期にその症状を発見し、それぞれの特性にあった適切な療育につなげていくことが重要であるため、療育、訓練を実施する専門職員（作業療法士及び言語聴覚士）を増員し、療育体制の充実を図る。

	現在		増員後	
	正規職員	嘱託員	正規職員	嘱託員
作業療法士	4人	1人 ※	6人	-
言語聴覚士	4人	1人 ※	6人	-

※ 現在、嘱託員の作業療法士及び言語聴覚士については、欠員状態となっている。

【参考】

(1) 事業計画書概要

事業計画

【管理運営を行うに当たっての経営方針について】

- 1 障害者相互の交流促進や健康づくりの場を提供する一環として、各種の趣味・教養・健康づくりに関する講座やスポーツ・レクリエーション活動の支援などを行い、障害者の生きがい支援に努めていく。
- 2 相談支援では、相談支援員が障害児、者やその家族の相談に対し、課題を整理しながら、ケアマネジメントに基づいたサービスの調整や関係機関との連絡調整を図りながら、就労相談員による障害者の就労支援に努めていく。
- 3 心身の発達に遅れのある児童が通園する児童発達支援センター「さくらんぼ園」では、当法人が有する専門機能を発揮し、相談・診療・訓練等の各部署と連携をとりながら、子どもたちの発達支援と家族に対する支援を行うようにする。
- 4 整形外科・リハビリ科、小児科、精神科（月1回）の外来診療を行っている。特に発達に遅れのある、または疑いのある児童の早期発見、早期療育のため、市内の保育所等を対象として巡回相談を実施するとともに、診療や作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士等のセラピストによる訓練・療育に努めていく。

【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組みについて】

主として身体が不自由な障害者が利用する当施設は、特に安全管理に重点をおいた運営に努めていく。安全管理に関する主な事項は次のとおりである。

- 1 火災等災害に備えた避難訓練を年2回（1回は長崎北消防署指導の下）実施する。特に児童発達支援センター「さくらんぼ園」では、別途避難訓練を毎月実施する。
- 2 事故防止という面で特に注意が必要なプールには、監視員を配置するとともに、「プールの安全衛生管理を適正に行うためのマニュアル」に基づき、防止に努めていく。
- 3 聴覚に障害がある方に対する災害等の際の伝達手段として電光掲示板を各階に設置している。聴覚障害者が安心して当施設を利用できるようにその運用を適切に行う。
- 4 各階にAEDを設置しているが、講習会等を通じて、事故等の際速やかに対応できるようにする。

【施設の管理について】

1 職員の研修計画について

職員の資質向上や事故等の際の対応を適切に行うため、研修の充実を図る。

- ①資質向上を図るため、内部研修はもとより各地（主に県内）で開催される研修会等に職員を積極的に出席させ、技術の向上が得られるようにする。
- ②事故等に備えて救急救命時の対応を研修によりマスターさせるほか、虐待防止に関する研修などを実施し、利用者が当センターを安心して利用できるようにする。

2 経理について

当法人は、社会福祉法人に係る新会計基準に則り、障害福祉センター・児童発達支援センター「さくらんぼ園」、診療所、母子生活支援施設「白菊寮」の4つの拠点区分で会計処理を行っている。

収支状況は若干ながら好転しているものの、厳しい状況にあるため、より一層の経費節減と増収対策に努める。

【施設の運営について】

1 年間の事業計画の概要

指定管理期間中において、次の事業を着実に実施する。

(1) 本部業務

①事務局

- ・利用者の安全確保を第一に、職員及び利用者に日頃から注意を促し、事故が起きないように努めていく。
- ・健全経営を確立するため、組織の見直しと経常経費及び人件費の縮減に取り組むほか、接遇などの研修により利用者本位の対応を心がける。
- ・広報誌の充実を図るなど、開かれたセンター運営に努めていく。

(2) 社会との交流促進事業

①身体障害者福祉センターA型事業

- ・障害者や障害者団体等に、スポーツ・レクリエーション、文化的活動、研修活動等の場を提供する。
- ・理学療法士やスポーツ指導員の指導のもと、年間を通じて曜日と時間を設定した様々なプログラムにより、身体機能の維持、向上に努めていく。
- ・手話通訳士を設置し、来館者に対応するとともに、依頼により病院や学校等に同行派遣をする。

②地域活動支援センターⅡ型事業

- ・ 障害者の社会との交流促進、生活の改善・身体機能の維持向上を図るため、創作的活動・機能訓練（自主）・社会適応訓練・入浴・スポーツ・レクリエーション等のサービスを提供する。

(3) 相談対応等業務

①障害児等療育支援事業

- ・ センター内の各部署及び他の関係機関と連携し、地域における相談支援体制の強化を図る。
- ・ 障害児の療育に携わる地域の施設や施設職員等に対し、療育に関する技術指導や相談活動などを行う。

②相談支援事業

- ・ 在宅の障害児・者の自立した生活を支えるため、組織体制の充実を図り、それぞれが抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントをきめ細かく行う。
- ・ 視覚・聴覚障害者に対する自立や社会参加促進のための支援を充実させる。

③障害者就労支援相談所運営事業

- ・ 当相談所を利用する障害者に対してきめ細かな就労支援を行うことにより、就労につながるケースが増えるように努める。

(4) 自立訓練（機能訓練）事業

- ・ 理学療法士等の専門セラピストにより、機能訓練、日常生活訓練等を行い、身体障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。また、看護師による健康管理や健康相談なども行う。

(5) 児童発達支援センター「さくらんぼ園」

- ・ 就学前の障害のある児、心身の発達が気になる児に対し、成長に応じた発達と集団生活に適應できる基礎づくりのための発達支援を行う。
- ・ 1日の療育時間を、単独通園では4時間以上、親子通園では障害種別・障害の程度、年齢等を考慮したグループ分けをして実施する。
- ・ 単独通園は30名以上、親子通園は1日10名程度での療育を行うようにする。
- ・ 特別支援学校、市立小学校特別支援クラスとの連携を密にし、就学支援及

び卒園児支援等を行う。

- ・単独通園児に対しては食事・栄養指導を行うとともに、送迎サービスを実施する。

(6) 診療所

- ・心身に障害を持つ障害児・者もしくはその疑いのある児・者に、診療と治療、発達評価及び障害評価を専門的に行う。また個別計画に基づき、医師又はセラピストによる療育とリハビリテーションを行う。
- ・発達障害児の早期発見・早期療育のため、市内全ての保育所・幼稚園等への巡回相談をセラピストにより実施し、現況把握を行うとともに、療育等に関する相談支援を保護者等を含めて実施する。また、当該保育所・幼稚園等の職員に対する保育指導や相談にも応じるようにする。
- ・小児科医、臨床心理士等により、小学生までの子どもを持つ保護者を対象にしたペアレント・トレーニングを実施する。

2 サービス向上のための方策について

(1) 内部研修の充実

障害種別による対応方法や介助方法についての研修をするほか、救急救命に関する研修や接遇についての研修などの充実を図る。

(2) 意見箱の設置

各階に「意見箱」を設置し、広く意見を得ることで施設の改善や利用者間のトラブル防止に努める。

(3) 満足度調査の実施

施設利用に当たっての満足度に関するアンケートを年1回実施し、得られた意見を踏まえて改善に努める。

(4) 障害者団体との懇談会の実施

年1回は障害者団体と懇談会を開催し、得られた要望・意見を踏まえて改善に努める。

3 利用促進のための方策について

(1) 障害福祉センターの広報誌「もりまち通信」

障害福祉センターの行事・出来事・体験等を記事にした年4回発行の「もりまち通信」を、病院、関連施設、長崎市障害福祉課・地域センター・地区公民館等に送付し周知を図ることで、利用促進に繋がるようにする。

(2) 広報ながさき

障害福祉センターが行う講座や主催事業を広く利用してもらうため、「広報ながさき」への掲載などにより周知を図る。

(3) 関係機関への協力依頼

毎年実施している「ハートセンター文化祭」を長崎市心身障害者団体連合会や他団体と共催し、多数の方の参加を促すようにする。

(4) ホームページ

事業団のホームページにより事業概要等の周知を図る。

4 利用者等の要望の把握及び実現策について

(1) 館内各階に「意見箱」を設置し、寄せられた意見や苦情に対する回答をその都度1階ロビーに掲示するほか、年に1回満足度調査を実施し利用者の意見を聞くようにする。これらについては、法人内はもとより長崎市障害福祉課に報告し、改善若しくは実現に向けて取り組む。

(2) 社会福祉法人に設置が義務付けられている第三者委員（外部委員2名）に対し、年2回の報告会を実施し、解決策等についてのアドバイスを得る。

(3) 長崎市心身障害者団体連合会と年1回懇談会を開くことで、利用者や障害者団体からの意見を聞く。

5 利用者のトラブルの未然防止と対処方法について

(1) 当法人が提供する福祉サービスのトラブル防止については、苦情を解決するための体制の整備と情報公開に必要な事項を定めた「利用者からの苦情の解決に関する実施要綱」により対処する。

(2) 障害福祉センター内で暴力行為等の事件が発生した場合の対処方法として、職員の対応手順を定めた「施設内安全管理対策基準」に基づき、利用者及び職員の安全確保と秩序の維持に努める。

6 その他（地域との連携、他施設との連携等）

(1) 年1回実施の「ハートセンター文化祭」の際には、センター登録の団体（障害者団体やボランティア団体）や近隣の福祉施設等に案内を送付し、多数の参加を得る。併せて、地域住民にも呼びかけることで参加を促す。

(2) 通常業務における他施設との連携はもとより、障害福祉センター主催で福祉や障害に関する研修会を開催するほか、他施設等が主催する研修会等に対しても当センター職員を講師として派遣する。

【個人情報の保護の措置について】

当法人が定めた「個人情報保護規則」に基づき適正な取扱いを行う。

なお、同規則で定めた事項以外の対策として、全職員から「機密保持誓約書」を徴取し、在職中並びに退職後においても、知り得た情報を他に開示したり漏洩したりしないよう戒める。

また、機会あるごとに個人情報保護の重要性について認識させるようにする。

【緊急時の対応について】

(1) 防犯、防災及び緊急時の対策及び対応

①暴力行為等の事件が発生した場合の対処方法を定めた「施設内安全管理対策基準」に基づき、利用者及び職員の安全確保と施設内での秩序の維持に努める。

②防災については、火災等災害に備えた避難訓練を年2回（1回は長崎北消防署指導の下）実施する。また児童発達支援センター「さくらんぼ園」においては、避難訓練を別途毎月実施する。

③火災、自然災害、事故・事件等の危機が生じた際の緊急時の対応については、「危機管理マニュアル」に基づき、職員が的確かつ迅速に対応できるようにする。また、AEDを含め事故等の際の救急救命時の対応についての研修を実施する。

(2) 具体的な人員配置、責任の所在等

「長崎市障害福祉センター施設内安全管理対策基準」、「長崎市もりまちハートセンター消防計画」及び「危機管理マニュアル」に従う。

【施設の維持管理について】

1 施設の保守点検、補修計画及び清掃等について

長崎市と協議したうえで、外部へ再委託して行う。

2 警備・保安対策について

警備・保安については、「もりまちハートセンター施設設備運転管理及び建物機械警備業務委託仕様書」に基づき外部へ発注して行うようにする。

【団体の理念について】

1 団体の経営方針等

平成4年の法人設立趣意書には、「近年、科学技術の進歩や社会経済の発展によって、国民の生活水準は一段と向上してきたが、一方、脳血管障害及び内部障害の増加等疾病構造の変化や、他国に類をみない急速な人口構造の高齢化に伴って、障害の複雑化、重度化の傾向が顕著となっている。

また、医学・医術の進歩は、障害の早期発見及び早期治療等を可能にしてきており、これに呼応して速やかな療育や訓練等に対する期待も高まってきている。

このような状況のなか、障害児対策も年々拡充されてきたが、最近においては、社会福祉全体の思潮が、施設福祉から地域福祉へと大きな広がりを見せている。

障害者自身のなかにも、可能な限り地域の中で一般の人々と同様の生活をしていきたいという意識が強く芽生えている。

このような背景を踏まえ、長崎市では地域福祉を推進するうえで核となるべき施設として長崎市障害福祉センターを建設し、平成4年4月にオープンした。

施設の内容は、長崎県内では初めての身体障害者福祉センターA型、長崎市独自の専門的なサービスを加えた知的障害児通園施設及び障害の早期発見・早期療育を可能にするための診療所を設け、医師をはじめ、理学療法士・作業療法士などを配置し、乳児から高齢者までの各種相談に応えるとともに、機能訓練、スポーツ、文化・教養等広く障害者のニーズに応じ、更に、地域住民との交流を図り得る施設とした。

この長崎市障害福祉センター及び長崎市が管理運営している母子寮の効率化で、柔軟かつ円滑な運営を図るべく、その運営を受託するため、社会福祉法人長崎市社会福祉事業団を設立した。」と記載している。

この設立趣意書の精神に基づきながら、近年の福祉制度の変化に敏感に対応できる体質づくりとサービスの提供を目指し、今後も法人運営に取り組んでいく。

2 指定管理者の指定を申請した理由

当法人は長崎市障害福祉センターの運営を行うため、長崎市の出資により設立された社会福祉法人で、平成4年の開所時より運営委託を受けている。

当時より、障害者福祉の中核としての機能と施設運営を考えていたため、障害児・者を診ることができる専門の医師やソーシャルワーカー、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士等の専門職員を配置し、診断・療育・機能訓練が実施できるようにしている。これは、他の施設や病院等にはない機能であり、これまでもそのようなノウハウが活かされ、多くの利用者の信頼を受けているものと自負している。

今後も現状に甘んじることなく、利用者の立場で、より充実した施設にしたいと考え、今回の指定申請を行うもの。

3 施設の現状に対する考え方及び将来の展望

施設管理面では、開所から27年が経過し、設備全体が経年劣化しているため、年次計画により喫緊のものから順次、補修及び大規模修繕が必要な状況になっている。

また、障害者が利用する施設であることから、安全第一であり、施設の瑕疵等によって利用者へ被害を及ぼすことがないようにするためには、一層徹底した施設管理を行わなければならない。

また、最近では「新型インフルエンザ」等に代表される感染症の発生により、今までにない危機的状況が生じることが予想される。そのため、職員に対しては、衛生委員会を通じた衛生管理や危機管理に対する意識づけを再度徹底する。

事業運営面では、前述したように、当法人は障害児・者の診察、訓練（特に発達障害に対する）に特化した診療所を持つ数少ない施設であるため、指定管理者として選ばれたときには、今後とも長崎市の障害者福祉に貢献していく所存である。

同時に組織力を高めることにより、引き続き安定した運営ができるように努力していく。

(特記すべき事項)

【診療所の状況】

当診療所は、障害児（疑いも含む）・者に対して、診療・評価・薬物治療を行うほか、障害の原因・程度・発達レベルを明らかにし、適切な療育・訓練を行っているが、受診者数は毎年増加し、平成30年度には年間受診者数が9,241名と平成26年度の6,398名と比較して約1.4倍と増加している。

（参考：平成25年度と平成21年度の比においても約1.6倍の増加）

平成25年4月には、長崎市の協力を得て、小児科医師1名を増員したことで、当時の受診待機期間6ヶ月を一時、1～2ヶ月程度まで短縮することができたが、増加傾向は今なお続いており、近年においても4～6ヶ月程度の待機期間となっている。加えて診察、診断後の療育・訓練においても、同様に待機の状態が続いている。

今後も、発達障害の認知度の高まりにより患者数が増加することが予想されるので、状況に応じて人員体制を拡充することが必要であると考えます。

また、診断後の評価やその後の療育・訓練を早期に実施することや、適切な療育時間・療育頻度を設定するためには、他の医療機関等の連携や協力を図るなどの方策も必要であると考えます。

(2) 仕様書

長崎市障害福祉センター指定管理者業務仕様書

長崎市障害福祉センターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

本仕様書は、長崎市障害福祉センターの指定管理者が行う業務の内容及びその履行方法について定めることを目的とする。

2 管理に関する基本的な考え方

長崎市障害福祉センターの管理運営にあたっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 長崎市障害福祉センターは、障害者等の福祉の増進を図るために設置された施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 法律や制度の改正、市の施策展開、利用者ニーズの変化等に対応した支援を行うこと。
- (3) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設的环境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。
- (4) 利用者の障害に関する相談に応じ、意見を管理運営に反映させること。
- (5) 個人情報保護を徹底すること。
- (6) 効率的な運営を行うこと。
- (7) 管理運営費の削減に努めること。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

① 指定管理業務全体に関すること

ア センター長の配置

障害福祉センター指定管理業務全体の運営に責任を負うとともに、各事業の進捗管理、各事業間の調整等を行うのに相当の知識、経験を有するセンター長1名を配置すること。

② 施設の管理運営業務に関すること

ア 基本的事項

- (ア) 利用者の安全確保を第一とすること。
- (イ) 利用者にとって快適な施設となるように努めること。
- (ウ) 施設を公平かつ適正に運営し、利用促進を図ること。
- (エ) 利用者の利便性向上を図るとともに、サービスの円滑な提供に努めること。
- (オ) 施設の効率的・効果的な運営と適正な収入確保を図ること。
- (カ) 必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。また、業務を円滑かつ適切に実施するため、職員のうち十分な経験、知識を有する者1名を主任者とすること。

イ 業務内容

- (ア) 管理物件の管理等を行うこと。
- (イ) 施設の適正な運営のため、定期的に施設及び設備等の保守点検を行うこと。
- (ウ) 施設内の巡視及び安全指導を行うこと。
- (エ) 施設内の清掃を行うこと。
- (オ) 利用団体等との調整を図るとともに、利用者に対する助言・指導等を行うこと。
- (カ) 施設の利用受付、利用許可の決定及び使用料等の徴収を行うこと。
- (キ) 施設の広報を行うこと。
- (ク) 市が実施する交通費助成事業及び重度障害者福祉タクシー利用助成事業の利用券交付事務を行うこと。
- (ケ) 市の要請に応じ、災害発生時等に福祉避難所の運営を行うこと。
- (コ) 施設内の火気管理を徹底するとともに、防火管理者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、防火管理の適正を期すこと。
- (サ) 市との連絡調整を行い、情報の共有と意思決定を図ること。
- (シ) 緊急時に備え、市が常時連絡できる体制を整備すること。
- (ス) 施設内に意見箱を設置し、利用者の意見又は苦情等を聴取して必要な対応を行うこと。
- (セ) 利用者に対するアンケート調査を年1回以上行うこと。
- (ソ) その他市と指定管理者が協議して定める事項を行うこと。

ウ 管理責任者

次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、十分な知識と実務経験を有する管理責任者1名を配置すること。

- (ア) 管理運營業務の統括
- (イ) 市及び他の関係機関との連絡調整
- (ウ) 施設管理計画の作成
- (エ) 利用者の苦情解決

③ 身体障害者福祉センターA型事業

ア 基本的事項

- (ア) 長崎市障害福祉センター条例第5条第2号に規定する身体障害者福祉センターA型を運営すること。
- (イ) リハビリテーション支援の効率性を確保し、効果的に支援を行うため、地域活動支援センターII型事業及び自立訓練（機能訓練）事業を一体的に管理できる体制とすること。
- (ウ) 障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びスポーツ・レクリエーション、創作的活動などのサービスを総合的に提供すること。
- (エ) 利用者の要望を把握し、事業に反映させるよう努めること。
- (オ) 利用者の重度化や高齢化など利用者ニーズの変化等に対応した支援を行うこと。
- (カ) 必要かつ十分な能力を有する職員（手話通訳士、指導員等）を配置すること。また、一体的に管理する地域活動支援センターII型事業及び自立訓練（機能訓練）事業を含む業務を円滑かつ適切に実施するため、これらの事業又は本事業に従事する職員のうち十分な経験、知識を有する者1名を主任者とすること。
- (キ) 診療所と連携し、必要に応じ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は臨床心理士が関与して支援を行うこと。

イ 業務内容

- (ア) プール・体育館・軽スポーツ室等の運動施設や研修室・会議室・視聴覚室・社会適応訓練室等の文化教養施設、また、調理訓練室・パソコン室等の専用施設を活用した貸館業務を行うこと。

○貸館業務における年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数			
	障害者	家族等	一 般	計
	人	人	人	人
プール	16,800	3,700	1,800	22,300
軽スポーツ室	4,500	2,200	70	6,770
体育室	8,100	3,800	400	12,300
研修室	2,500	4,000	3,000	9,500
会議室	1,700	1,500	600	3,800
調理訓練室	700	550	90	1,340
和室研修室	1,400	1,400	120	2,920
展示ホール	1,200	50	10	1,260
パソコン室	1,800	500	30	2,330
社会適応訓練室	2,300	2,000	900	5,200
視聴覚室	3,200	850	70	4,120
対面朗読室A	200	200	5	405
対面朗読室B	70	90	5	165
作業療法室	310	110	5	425
日常生活訓練室	300	-	10	310
図書室	5,100	900	1,700	7,700
プレイルーム	5	50	55	110
計	50,185	21,900	8,870	80,955

- (イ) 視覚、聴覚、言語、肢体、内部、知的又は精神に障害がある利用者の希望に応じ、指導員等の支援のもとに機能訓練を行うこと。

○A型事業における機能訓練年間延べ利用者数（見込み）

区 分	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	知的	精神	計
プー ル	人 140	人 160	人 170	人 2,400	人 200	人 40	人 110	人 3,220
スポーツ・レ クリエーショ ン	660	260	190	2,900	60	60	180	4,310
自主訓練	770	170	50	3,400	150	20	210	4,770
言語訓練	0	5	160	70	40	10	15	300
計	1,570	595	570	8,770	450	130	515	12,600

- (ウ) スポーツ・レクリエーション活動は、毎日午前、午後の2回、1時間から2時間を目処に行い、プールを利用した活動も週2回程度実施すること。実施にあたっては、事前に利用者の健康チェックを行うこと。
- (エ) 創作的活動としての文化、芸術活動は、毎日実施すること。
- (オ) パソコン教室、失語症者対象の言語訓練などの社会適応訓練を、それぞれ週1回以上、1回につき1時間以上行うこと。
- (カ) 利用者の要望等を勘案し、文化、芸術、スポーツなどそれぞれの分野で講座を行うこと。

○講座年間延べ利用者数（見込み）

回 数	人 数
30 回	320 人

- (キ) 11月又は12月に文化祭を行うこと
- (ク) 常勤の手話通訳者（※）を2名配置すること。
- ※ 原則として手話通訳士。手話通訳士の確保が困難な場合は、都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において、手話通訳者として登録され、十分な派遣実績と技術、知識を有する者とする。

○通訳延べ件数（見込み）

件 数
3,200 件／年

- (ケ) 毎月、市に利用状況を報告すること。

ウ 管理責任者

次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、十分な知識と実務経験を有する管理責任者1名を配置すること。

- (ア) 身体障害者福祉センターA型の統括
- (イ) 事業計画の作成
- (ウ) 関係機関との連絡調整
- (エ) 利用者の苦情解決
- (オ) 地域活動支援センターⅡ型事業及び自立訓練（機能訓練）事業との連携

④ 児童発達支援センター さくらんぼ園

ア 基本的事項

- (ア) 長崎市障害福祉センター条例第5条第1号に規定する児童発達支援センターを運営すること。
- (イ) 単独通園及び親子通園を実施すること。
- (ウ) 定員は45名（単独通園30名・親子通園15名）とする。ただし、年度途中における利用者の増減を考慮し、1日の利用者を、定員の2割まで超過して受け入れることができるものとする。
- (エ) 1日の療育時間は、単独通園を4時間以上（送迎の時間を除く）とし、親子通園は障害種別・程度、年齢等を考慮して、グループごとに1日1時間から2時間程度とすること。
- (オ) 障害種別・程度及び年齢を考慮したクラス編成とすること。
- (カ) 指導にあたる職員は、保育士等の有資格者を、児童3人に対して1人（単独通園と親子通園の平均）以上配置すること。また、業務を円滑かつ適切に実施するため、児童福祉施設又は障害児通所施設等において、概ね5年以上の勤務経験又はこれに相当する技術等を有する者とし、職員のうち十分な経験、知識を有する者1名を主任者とすること。
- (キ) その他、長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する基準等を定める条例（以下「長崎市指定通所支援基準条例」という。）に基づき、児童発達支援センターの運営に必要なかつ十分な能力を有する職員を配置すること。なお、職員のうち児童発達支援管理責任者については、管理者以外の兼務はできないものとする。また、医師、看護師及び言語聴覚士については、診療所職員が兼務できる。
- (ク) 障害児等療育支援事業における保護者支援に関与すること。

イ 業務内容

- (ア) 心身の発達に遅れがある児童を、単独又は親子で通園させ、心身の発達や集団生活への適応等に必要な療育・訓練を行うこと。
- (イ) 食事・栄養指導を行うとともに、単独通園においては、児童に配慮した給食を提供すること。
- (ウ) 児童の保護者との間で、毎日、情報交換のため連絡表・生活記録の交換を行うこと。
- (エ) 児童発達支援管理責任者は、児童及び保護者と定期的に面接を行い、個別の支援計画の実施状況を把握すること。併せて、6か月ごとに個別の支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。
- (オ) 医師による児童の定期健康診断を年2回実施し、健康相談については随時行うこと。
- (カ) 単独通園部門においては、児童の送迎サービスを実施し、送迎中は、運転業務に従事する職員のほか、介助を行う職員を1名以上同乗させること。
- (キ) 特別支援学校、市立小学校特別支援クラスを訪問し、卒園児の状況把握に努めるとともに、必要な支援を行うこと。
- (ク) 毎月、市に利用状況を報告すること。

ウ 園長の配置

次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、児童福祉施設又は障害児通所施設等において、施設職員に対する指揮監督経験があり、障害児療育に関する専門的知識と豊富な経験を有する園長1名を配置すること。

- (ア) さくらんぼ園の統括
(※長崎市指定通所支援基準条例に基づく管理者を兼ねる)
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 児童の処遇及び療育方針の決定
- (エ) 保護者に対する支援及び苦情解決

エ 児童発達支援管理責任者の配置

長崎市指定通所支援基準条例に基づき、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術を有した児童発達支援管理責任者1名を配置すること。

○年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数
単独通園	6,300 人
親子通園	2,500 人
計	8,800 人

⑤ 診療所

ア 基本的事項

- (ア) 長崎市障害福祉センター条例第5条第3号に規定する保健医療機関として、診療所を運営すること。
- (イ) 整形外科・リハビリテーション科、小児科及び精神科を設け、診療等（外来診療、療育・リハビリテーション）、その他必要な業務を行うこと。
- (ウ) 発達障害について、未就学児の早期発見・早期療育に努めるとともに、就学児を対象とした訓練や家族支援を行うこと。
- (エ) 診療所の専門的機能を活かし、地域における療育支援体制の強化を図ること。
- (オ) 診療所長として、正規職員（医師）1名を配置すること。
- (カ) 医師については、整形外科・リハビリテーション科に常勤1名以上、小児科に常勤2名以上の体制を確保し、その他必要な配置を行うこと。
- (キ) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士については、自立訓練（機能訓練）事業及び障害児等療育支援（外来療育）事業への従事も含め、訓練・療育に当たる場合の1人1月当たりの訓練人数の目安を延べ80人程度とし、利用者の障害特性とその数に応じ、それぞれ必要な人員を配置すること。また、保育所及び幼稚園を対象とした巡回相談、その他診療所事業の実施と他の部署への支援に要する人員を配置すること。
- (ク) 診療、療育・リハビリテーションに係る業務、また、地域・家族支援に関する業務を、それぞれ円滑かつ適切に実施するため、職員のうち十分な経験、知識を有する者1名ずつを主任者とする事。
- (ケ) 看護師その他の職員については適宜配置すること。

イ 業務内容

I 診療、療育・リハビリテーション

(ア) 診療

整形外科は週1日以上、小児科・リハビリテーション科は毎日、精神科は月1日以上、外来診療を行うこと。

(イ) 療育・リハビリテーション

- a 専門職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士）による療育・リハビリテーションを毎日行うこと。
- b 療育・訓練については、月ごとに計画を立て実施すること。

(ウ) 就学児グループ療育

- a 小学生及び中学生を対象としたグループ療育を実施すること。
- b 事業の実施にあたっては、長崎市教育委員会と連携し、市内の小学校及び中学校への周知に努めること。
- c グループ療育は、利用者の障害の程度、年齢等を勘案してクラス編成を行い、各クラスで月1回以上、それぞれ学校の授業に配慮した時間帯に1時間以上実施すること。
- d クラスごとに1名から3名の作業療法士、言語聴覚士又は臨床心理士を配置して実施すること。

(エ) 利用状況の報告

毎月、市に利用状況（診療及び療育・訓練に係る待機状況等含む）を報告すること。

II 地域・家族支援

(ア) 巡回相談

- a 市内全ての保育所、幼稚園を対象に希望を募り、希望があった全ての保育所・幼稚園を巡回し、発達障害児の現況を把握するとともに、療育等の相談支援を行うこと。

○対象施設数（令和2年2月1日現在）

区分	箇所数
保育所	83箇所
認定こども園	44箇所
幼稚園	18箇所
その他	1箇所
計	146箇所

- b 巡回相談においては、作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士又はソーシャルワーカー等が、対象児童の観察、保育所・幼稚園職員に対する指導や相談支援を行うとともに、必要に応じて保護者との面談等を実施すること。

(イ) ペアレント・トレーニング

- a 小学生までの子どもを持つ保護者を対象に、ペアレント・トレーニングを実施すること。
- b 1シリーズ1時間以上、10回シリーズ程度の講座を年間2講座実施すること。
- c その他、利用者のニーズや能力等に応じ、目的を限定したトレーニングを適宜行うこと。

(ウ) 各部署等への支援

- a 身体障害者福祉センターA型、児童発達支援センター、自立訓練（機能訓練）及び障害児等療育支援など障害福祉センター内の各部署、各事業の運営に関与すること。
- b 市内の保育所、幼稚園、小中学校等と連携し、地域における療育支援体制の強化を図ること。

(エ) 医療機関との連携

地域で小児の療育に携わる医療機関との連携会議を開催し、ネットワークの強化を図ること。

(オ) 利用状況の報告

毎月、市に利用状況を報告すること。

ウ 管理責任者

次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、十分な知識と実務経験を有する管理責任者1名を配置すること。

- (ア) 療育・リハビリテーション部門の統括
- (イ) 療育・リハビリテーション計画の作成
- (ウ) 関係機関との連絡調整
- (エ) 保護者との連絡調整及び苦情解決

○外来診療年間延べ利用者数（見込み）

区 分		人 数
診察		9,250 人
	整形外科	1,300 人
	小児科	7,900 人
	精神科	50 人
※療育・リハビリテーション		12,000 人
学童グループ療育		210 人
巡回相談		400 人
ペアレント・トレーニング		120 人
計		21,680 人

※療育・リハビリテーションの内訳

セラピスト	人 数
理学療法士	3,300 人
作業療法士	4,100 人
言語聴覚士	3,500 人
臨床心理士	1,100 人
計	12,000 人

○文書発行件数（見込み）

区 分	件 数
診 断 書	440 件
普通	150 件
	290 件
証 明 書	620 件
普通	470 件
	150 件

⑥ 地域活動支援センターⅡ型事業

ア 基本的事項

（ア） 在宅の障害者に対し、社会との交流促進、生活の改善、身体機能の維持向上を

図り、生きがいを高めるために必要な支援を行うこと。

- (イ) 長崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例及び国が定める地域生活支援事業実施要綱（地域活動支援センター機能強化事業）に基づき、地域活動支援センターの運営に必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。ただし、指導員については、身体障害者福祉センターA型職員が兼務できること。

イ 業務内容

- (ア) 手工芸、陶芸などの創作的活動を行うこと。
- (イ) 機能訓練、社会適応訓練を行うこと。
- (ウ) 身体障害者福祉センターA型事業と連携し、契約者に対して浴室の提供を行うこと。
- (エ) 毎月、市に利用状況を報告すること。

○年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数
創作的活動（手工芸・陶芸）	3,400人
機能訓練（自主訓練・プール・浴室）	9,000人
社会適応訓練（パソコン講座）	300人
スポーツ・レクリエーション	800人
計	13,500人

⑦ 自立訓練（機能訓練）事業

ア 基本的事項

- (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の6第1号の規定に基づく自立訓練（機能訓練）を行うこと。
- (イ) 常勤の視覚リハビリテーション指導員及び理学療法士を、それぞれ1名以上配置すること。ただし、身体障害者福祉センターA型又は診療所の職員が兼務できること。また、必要に応じ、言語聴覚士が関与して支援を行うこと。
- (ウ) 常勤の看護職員1名以上を配置すること。
- (エ) 常勤の生活支援員1名以上を配置すること。
- (オ) その他、長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に基づき、自立訓練（機能訓練）事業の実施に必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。
- (カ) 視覚障害者に対する相談支援事業に関与すること。

イ 業務内容

(ア) 機能訓練

- a 個別訓練に加え、集団体操やスポーツ・レクリエーションなどのメニューを提供すること。
- b 視覚障害者の訓練を行うこと。
- c 3か月ごとに個別の支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。
- d 希望者に対して週1回程度、送迎サービスを行うこととし、送迎中は、必要に応じて介助者を同乗させること。
- e 調理やバス乗降など、日常生活関連動作の訓練を行うこと。

(イ) 健康管理

看護師等が関与し、利用者の健康維持・管理を図るために必要な支援を行うこと。

(ウ) 相談支援

利用者及びその家族が抱える課題に対し、相談・助言等を行うこと。

(エ) 毎月、市に利用状況を報告すること。

○機能訓練年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数
※機能訓練	1,230 人

※機能訓練の内訳

セラピスト等	人 数
理学療法士	1,050 人
作業療法士	30 人
言語聴覚士	20 人
視覚障害リハビリテーション指導員	130 人

⑧ 相談支援事業

ア 基本的事項

- (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、相談支援事業を実施すること。
- (イ) 相談支援の効率性を確保し、効果的に支援を行うため、障害児等療育支援事業及び障害者就労支援相談所を一体的に管理できる体制とすること。
- (ウ) 視覚・聴覚障害者に対する支援を行うこと。

- (エ) 地域における相談支援の中核的役割を担い、相談支援体制の強化を図ること。
- (オ) 聴覚言語相談員、社会福祉士など必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。また、身体障害者福祉センターA型職員と連携し、視覚障害者への支援を行うこと。さらに、一体的に管理する障害児等療育支援事業及び障害者就労支援相談所を含む業務を円滑かつ適切に実施するため、これらの事業又は本事業に従事する職員のうち十分な経験、知識を有する者1名を主任者とする事と。

イ 業務内容

- (ア) 障害者及びその家族等を対象として、地域生活に必要な相談支援を行うこと。
- (イ) 障害福祉センターの利用相談はもとより、市や市内の障害福祉サービス事業所と連携し、ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイなど在宅サービスの情報提供、相談、利用援助を行うこと。
- (ウ) 障害者の権利擁護を図るため、必要な援助を行うこと。
- (エ) 聴覚障害者を対象に、聴覚言語相談員によるピアカウンセリングを行うこと。
- (オ) 難聴者・中途失聴者を対象とした手話講座を行うこと。
- (カ) 聴覚障害者や視覚・聴覚重複障害者を対象に、生活支援事業をそれぞれ毎月1回程度行うこと。
- (キ) 診療所、障害者就労支援相談所など障害福祉センター内の各部署、また、他の相談支援機関や障害福祉サービス事業所等関係機関と連携し、長崎市における相談支援体制の強化に努めること。
- (ク) 長崎市における自立支援協議会の運営に協力すること。
- (ケ) 毎月、市に利用状況を報告すること。

ウ 管理責任者

次に掲げる業務を行うため、事業の実施責任者として、十分な知識と実務経験を有する管理責任者1名を配置すること。

- (ア) 相談支援事業の統括
- (イ) 支援計画の作成
- (ウ) 関係機関との連絡調整
- (エ) 利用者の苦情解決
- (オ) 障害児等療育支援事業及び障害者就労支援相談所との連携

○年間延べ利用者数（見込み）

区 分		人 数
相談支援（支援方法別延べ人数）		8,440 人
	訪問	420 人
	来所	2,200 人
	同行	90 人
	電話	4,700 人
	メール	280 人
	個別ケア会議	180 人
	関係機関	390 人
	その他	180 人
視覚障害者リハビリテーション		1,100 人
難聴者・中途失聴者手話講座		380 人
聴覚障害者生活支援		350 人
視覚・聴覚重複障害者生活支援		170 人
計		10,440 人

⑨ 障害児等療育支援事業

ア 基本的事項

- (ア) 在宅の障害児・者及びその保護者又は関係機関等に対し、相談、助言等を通じた療育支援を行うこと。
- (イ) 障害児の療育に携わる地域の施設や施設職員等に対し、在宅障害児の療育に関する技術の指導、啓発・相談活動を行うこと。
- (ウ) 臨床心理士、相談員など必要かつ十分な能力を有する職員を配置すること。
- (エ) 身体障害者福祉センターA型、児童発達支援センター及び診療所と連携し、必要に応じ、指導員、保育士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が関与して支援を行うこと。

イ 業務内容

- (ア) 外来による療育指導
 - a 臨床心理士、保育士等による障害児の療育や保護者支援を行うこと。
 - b 療育を受ける児童の保護者を対象に、障害の特性や対応方法などについての学習会を実施すること。また、児童の就学について助言等を行うとともに、小

学校入学時には、希望する保護者へ「診療内容証明書（療育経過報告書）」を交付し、学校との連携強化を図ること。

- c 小学校入学後の児童の保護者を対象にアンケート調査を行い、希望者のための相談会を実施すること。
- d 子どもの発達や育児に不安を抱えている保護者を対象に、親子遊び、講話、交流会等を年10回程度実施すること。
- e 診療所を利用する児童の保護者に対し、必要に応じてカウンセリング等を行うこと。

(イ) 訪問による療育指導

- a 在宅障害児・者の家庭や学校、保育所、幼稚園等を訪問し、療育指導を行うこと。
- b その他、地域の要請に応じて必要な支援を行うこと。

(ウ) 施設職員等に対する療育技術指導

障害児・者の療育に携わる施設（保育所、幼稚園、学校、医療機関等）の職員を対象に、有用な情報の提供や助言・指導を行うとともに、療育技術の習得や知識を学習するセミナーを年1回程度開催すること。

(エ) 利用状況の報告

毎月、市に利用状況を報告すること。

○年間延べ利用者数（見込み）

区 分	人 数
※外来による療育指導	3,900人
訪問による療育指導	80人
施設職員等に対する療育技術指導	370人
療育機関に対する支援（療育支援セミナー）	80人
計	4,430人

※外来による療育指導の内訳

セラピスト等	人 数
理学療法士	500人
作業療法士	900人
言語聴覚士	700人
臨床心理士	1,500人
保育士、指導員	300人
計	3,900人

⑩ 障害者就労支援相談所

ア 基本的事項

- (ア) 障害者の就労を支援するため、就労支援相談所を運営すること。
- (イ) 就労に関する専門知識を習得した職員を配置すること。

イ 業務内容

- (ア) 障害者（発達障害者を含む）の就労に関する相談に応じること。
- (イ) 面接準備、生活全般に対する助言や、就職先の定期訪問、定着指導などの就労支援を行うこと。
- (ウ) 実習や求人に関する情報を収集・把握し、利用者に提供すること。
- (エ) 直ちに一般就労を目指すことが困難な利用者に対しては、必要に応じ、福祉的就労につなぐための支援を行うこと。
- (オ) ハローワークと求人・求職情報を共有し、利用者の紹介アシストを行うこと。
- (カ) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター及び障害福祉サービス事業所など関係機関と連携し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 企業等を対象として、障害者雇用に対する意識啓発や雇用ノウハウの提供のための研修会等を実施すること。
- (ク) 毎月、市に利用状況を報告すること。

○障害者就労支援相談所年間延べ利用者数（見込み）

区 分		人 数
障害者等		470 人
	来所	390 人
	電話	80 人
関係機関（協議）		50 人
企業・事業所等への求人情報提供、 施設定着確認		1,810 人
企業・施設訪問ほか		110 人
計		2,440 人

(2) 自主事業

指定管理者は、施設利用者の利便性や施設の魅力向上に資する自主的な事業を自らの費用負担により行うことができる。

提案の内容が、施設の設置目的に沿う場合は、長崎市の承認を得て自主事業と

して実施できるものとする。なお、利便性や施設の魅力向上に資しないと判断される場合は、実施は認められない。

※自主事業とは、施設の設置目的に沿い、施設利用者の利便性や施設の魅力向上に資する事業を指定管理者自らの費用負担において行うものであり、(1)の指定管理業務については自主事業には含まない。

4 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

(指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市とにおいて指定管理業務に係る管理業務上詳細な事項について、協定を締結する。)

5 管理に関する基本的事項

(1) 開所時間及び休所日

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て開所時間及び休所日を設定することができる。開所時間及び休所日についても提案すること。

なお、承認の基準は長崎市障害福祉センター条例施行規則（平成4年長崎市規則第19号。以下「規則」という。）のとおりとする。

ア 開所時間

開所時間は、午前9時から午後5時までの時間帯を基本とし、1日8時間以上とすること。なお、障害福祉センターの施設のうち次の表の左欄に掲げる施設を利用又は使用できる時間は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとすること。

施設	利用又は使用できる時間
身体障害者福祉センター (プールを除く。)	午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上。ただし、個人で利用する場合は、正午から午後1時までを除く。
プール	午後9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯を基本とする1日7時間以上。
児童発達支援センター	午前9時15分から午後3時15分までの時間帯を基本とする1日6時間以上。
障害福祉センター診療所	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯を基本とする1日7時間以上。

※ 開所時間又は施設を利用若しくは使用できる時間の変更については、午後9時までを限度とすること。

イ 休所日

年始及び年末の休所日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの期間内であること。なお、次の表の左欄に掲げる施設については、それぞれ同表右欄に掲げる日を利用又は使用できない日とすることができる。

施設	利用又は使用ができない日
身体障害者福祉センター	毎月第4日曜日
児童発達支援センター	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）
障害福祉センター診療所	

(2) 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる法令等を遵守し、業務を遂行しなければならない。

ア 地方自治法

イ 障害者基本法

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

エ 児童福祉法、児童福祉法施行規則

オ 医療法、医療法施行規則

カ 身体障害者福祉法

キ 知的障害者福祉法

ク 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

ケ 発達障害者支援法

コ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

サ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

シ 障害者の雇用の促進等に関する法律

ス 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

セ 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

ソ 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

タ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

チ 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

- ツ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- テ 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例
- ト 児童発達支援ガイドライン
- ナ 個人情報保護に関する法律
- ニ 消防法
- ヌ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法その他労働関係法令
- ネ 長崎市障害福祉センター条例、長崎市障害福祉センター条例施行規則
- ノ 長崎市手話言語条例
- ハ 長崎市個人情報保護条例、長崎市情報公開条例
- ヒ 長崎市暴力団排除条例
- フ 長崎市環境基本条例
- ヘ その他、業務を遂行するうえで、関連する法令等がある場合は、それらを遵守すること。なお、指定期間中に前各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

6 経費等

(1) 予算の執行

予算は、提案がなされた収支予算書の金額の範囲内で執行すること。

(2) 修繕料の執行

- ア 修繕料は、1件50万円（税込）未満を対象とし、長崎市が定める予算額以内で執行すること。なお、1件50万円（税込）以上の修繕の場合は、長崎市と協議すること。
- イ 修繕の執行（業者選定、見積徴取、契約等を含む。）は、長崎市契約規則（昭和39年規則第26号）に準じて行うようにすること。なお、業者選定においては、長崎市内に本社を有する長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和55年8月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿又は長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和63年12月1日施行）第11条に規定する有資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）を優先すること。
- ウ 修繕料は、年度末の実績報告を受け精算するものとする。なお、精算した結果、残金が生じた時は、長崎市が指定する日までに長崎市に残金を返還しなければならない。

(3) 事業報告書等の提出

会計年度終了後、1か月以内に事業報告書及び収支計算書を提出すること。

(4) 経理規程

指定管理者は、経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(5) 立入検査について

長崎市は、必要に応じて労務管理、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことができる。

7 指定管理者の賠償責任と保険の加入

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければならない。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。

(2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法第1条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行うものとする。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができる。

(3) 保険の付保

長崎市は「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入している。同保険の賠償責任保険の内容は次のとおりとする。ただし、保険の対象は「賠償責任保険（身体賠償、財物賠償等）」のみであり、「補償保険（見舞金等）」は対象にならない。

また、指定管理者が自らの責任と費用において実施する自主事業や、医療行為などの保険の対象とならない業務に起因する事故等によるものについても対象にはならない。指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入すること。

施設賠償責任保険契約類型			D型
補填限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

8 業務報告

- (1) 指定管理者は、管理運営業務の利用状況・実施状況等を記載した業務日報を作成し、長崎市が指定する期間保管し、求めがあったときは提出すること。
- (2) 毎月、業務日誌に基づいて業務報告書を作成し、翌月10日までに長崎市に報告すること。

9 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施しているため、指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行うこと。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがある。

(1) 実施方法

ア 事業報告書の提出

指定管理者は実施した事業に関する報告書(事業報告書)を作成し、月ごと、年度ごとに長崎市に提出するものとする。

イ 施設利用者のアンケートの実施

指定管理者は、サービスの向上や利用者の増加が図られるなどの効果があったか厳正に評価し検証する観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を徴取し、その結果及び業務改善への反映状況について長崎市に報告するものとする。

ウ 担当職員による現地調査

担当職員が直接施設へ行き、管理運営の状況を調査することとする。

エ 指定管理者による自己評価

指定管理者は、業務についての日報や月報等を作成することにより事業計画との整合が取れているか等の自己評価を行い、事業計画との乖離がある場合は、早急に原因究明を行い、対策を講じることとする。

オ その他

長崎市は、指定管理者の管理運営状況を把握するため、必要に応じた監視・指導を行うものとする。

10 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、長崎市と協議し決定する。

11 備品の取扱い

- (1) 指定管理者は、長崎市の所有する備品等については、「長崎市会計規則」に定める備品台帳等を備えてその保管に係る備品等を整理し、購入及び廃棄等については、長崎市と協議するとともに異動について定期的に長崎市へ報告すること。
- (2) 指定管理者は、長崎市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損又は滅失した場合は、自己の費用により購入又は調達すること。なお、その際に購入又は調達した備品等は、長崎市に帰属するものとする。
- (3) 備え付けの備品物品は別途提示する。
- (4) 備品等の詳細の取扱いについては、別途協定書において定める。

12 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利に、あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 施設の管理運営に係る各種規程・要綱等がない場合は、長崎市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、長崎市と協議を行うこと。
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき、消防計画の策定、防火管理者を定めるものとする。
- (5) 市民の利便に資するため、開所時間、休所日の変更が必要であると市長が認めるときは、指定管理者は、その変更に伴い必要とされる業務を行うこと。
- (6) その他、仕様書に記載のない事項については、長崎市と協議を行うこと。

別表1 責任分担表

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	市の事情による利用者の減	○	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
損害賠償	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
運営リスク	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		○

項目		長崎市	指定管理者
不可抗力	管理上の瑕疵によらない（市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	○ （責任の範囲については協議する）	
	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
業務引継ぎにかかる費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○ （修繕については、1件当たりの金額が50万円未満のもの）
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
有料施設の利用の許可（受付、許可、料金徴収業務）			○
占用許可及び仕様許可の受付・交付事務			○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
使用料の歳入		○	
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	
施設の法的管理（占用許可等）		○	
施設の整備、改修		○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等		○	

項目	長崎市	指定管理者
災害復旧（本格復旧）	○	
火災保険（火災及び災害）	○	
施設賠償責任保険	○	○ ※市が加入する 保険と重複しな い範囲で必要な 保険に加入する

※ 指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとする。

<本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議することとする。>